

法改正情報のご案内

不動産取得税、固定資産税の改正に伴い、小社刊『教育系YouTuberあこ課長の宅建士 テキストいらずのすごい問題集 2026年度版』に掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

ページ	内容
85 97	⑩建物およびその敷地の管理者等が、管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合は、その旨 ※上記を追加
500 504 506	・不動産取得税の免税点 ①土地の取得 10万円未満 → 16万円未満 ②建築による家屋の取得（新築・増改築） 1戸につき23万円未満 → 66万円未満 ③その他の家屋の取得（売買・交換・贈与等） 1戸につき12万円未満 → 34万円未満 ・ごろあわせ 土地/16万/新築/66万/売買/34万 土地持ち/イチロー/新築建てて/ムム/バイバイ/さよなら ※p.506は、例題の選択肢1も同様に変更
501 505	・不動産取得税の課税標準の特例（新築住宅・既存住宅） 床面積50㎡ → 40㎡（原則） ※p.505は、解答＆解説の選択肢1も同様に変更
502 511	・固定資産税の新築住宅の税額控除 床面積 床面積50㎡以上280㎡以下 → 40㎡（原則）以上240㎡以下 ※固定資産税の免税点は、令和9年以降の改正のため、2026年の本試験では適用外です。ご注意ください。